

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	—

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

県北広域本部水産課・宗 達郎

【背景・目的・目標（指標）】

県北広域本部管内では、ヤマメ、ニジマス、ウナギ等の内水面養殖業を計 20 軒ほどが営んでおり、魚病発生時には水産用医薬品が適宜使用されている。そこで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、①未承認医薬品の使用禁止、②水産用医薬品の対象魚種や用法用量、使用禁止期間等の適正な使用について管内養殖業者への巡回指導を行い、養殖水産動物に対する安全・安心を確保することを目的とした。

【普及の内容・特徴】

（１）実施概要

3 地区計 6 業者(4 魚種)について巡回指導を行った。その概要は以下のとおり。

なお、巡回指導には各地区を管轄する家畜保健衛生所の職員も同行した。

地区	年月日	業者	同行者	養殖種
城北(山鹿市菊鹿町)	R5. 10. 19	2	城北家畜保健衛生所 1 名	ヤマメ、ニジマス
阿蘇(阿蘇郡高森町)	R5. 10. 24	2	阿蘇家畜保健衛生所 2 名	ヤマメ、ニジマス
城北(玉名市)	R6. 2. 5	1	—	ウナギ
城北(菊池市・山鹿市)	R6. 2. 20	1	城北家畜保健衛生所 1 名	アユ

（２）医薬品の適正指導および経営状況の聞き取り

養殖業者に、①飼育魚種、尾数、②近年の魚病の発生状況、③水産用医薬品の使用・保管状況、④飼育魚の健康状態の確認、⑤経営状況の聞き取りを行った。

【成果・活用】

巡回した業者の中で、違法な水産用医薬品の使用等は確認されなかった。

また、「水産用医薬品について」（農林水産省消費安全局発行）に従い、水産用医薬品の使用及び使用記録等について指導を行うとともに、有効期間が切れた水産用医薬品は適切に処分するよう指導した。

経営状況の聞き取りでは、コロナ禍終息により旅館や飲食店向けの出荷は回復しつつあるものの、物価高騰の影響により餌料価格が前年よりさらに 1～2 割程度高くなったという業者が多く、今後の経営に不安を抱えているとの声があった。

【達成度自己評価】

3 おおむね達成できたが、取組に改善を要する等の課題も見られた（51%～75%）



図 1 水産用医薬品使用記録の確認



図 2 水産用医薬品保管状況の確認



図 3 飼育魚の健康状態確認(ニジマス)



図 4 飼育魚の健康状態確認(アユ)



図 5 飼育魚の健康状態確認(ウナギ)



図 6 経営状況の聞き取り